

総務委員会 議案説明資料

令和8年2月25日

件名		頁
1 第9号議案	足立区組織条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	2
2 第10号議案	足立区情報公開条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	5
3 第11号議案	足立区職員定数条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	10
4 第12号議案	足立区附属機関の構成員の報酬および 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	13
5 第38号議案	足立区子ども計画審議会条例を廃止する条例・・・・・・・・	15

(政策経営部)

第 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 8 年 2 月 2 5 日

件 名	足立区組織条例の一部を改正する条例				
所管部課名	政策経営部 政策経営課				
内 容	<p>事業の終了に伴い、部の分掌事務等を改める必要が生じたため、足立区組織条例を以下のとおり改正する。</p> <p>1 改正内容 第 2 条のうち、区民部の分掌事務を次のとおり改正する。</p> <table border="1" data-bbox="411 689 1426 931"> <thead> <tr> <th data-bbox="418 698 970 757">内容</th> <th data-bbox="970 698 1420 757">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="418 757 970 922">8 の項「所得税及び住民税の定額減税に係る給付金に関すること。」を削除する。</td> <td data-bbox="970 757 1420 922">定額減税に係る給付金事業が終了するため。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施行年月日 令和 8 年 4 月 1 日</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 今後の方針 行政が担うべき役割を見極め、適正かつ効果的・効率的な業務執行体制の構築を図っていく。</p>	内容	理由	8 の項「所得税及び住民税の定額減税に係る給付金に関すること。」を削除する。	定額減税に係る給付金事業が終了するため。
内容	理由				
8 の項「所得税及び住民税の定額減税に係る給付金に関すること。」を削除する。	定額減税に係る給付金事業が終了するため。				

足立区組織条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区組織条例 昭和52年3月31日条例第5号</p> <p>(部の設置)</p> <p>第1条 (省略) (分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策経営部 1～10 (省略)</p> <p>総務部 1～8 (省略)</p> <p>危機管理部 1 (省略)</p> <p>資産活用部 1～3 (省略)</p> <p>施設営繕部 1～2 (省略)</p> <p>区民部 1～7 (省略)</p> <p>8 所得税及び住民税の定額減税に係る給付金に関すること。</p> <p>地域のちから推進部 1～8 (省略)</p> <p>産業経済部 1～7 (省略)</p> <p>福祉部 1～6 (省略)</p> <p>衛生部</p>	<p>○足立区組織条例 昭和52年3月31日条例第5号</p> <p>(部の設置)</p> <p>第1条 (現行のとおり) (分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策経営部 1～10 (現行のとおり)</p> <p>総務部 1～8 (現行のとおり)</p> <p>危機管理部 1 (現行のとおり)</p> <p>資産活用部 1～3 (現行のとおり)</p> <p>施設営繕部 1～2 (現行のとおり)</p> <p>区民部 1～7 (現行のとおり)</p> <p>(削る)</p> <p>地域のちから推進部 1～8 (現行のとおり)</p> <p>産業経済部 1～7 (現行のとおり)</p> <p>福祉部 1～6 (現行のとおり)</p> <p>衛生部</p>

改正前	改正後
1～2 (省略) 環境部 1～3 (省略) 都市建設部 1～7 (省略)	1～2 (現行のとおり) 環境部 1～3 (現行のとおり) 都市建設部 1～7 (現行のとおり) 付 則 (令和8年 月 日条例第 号) この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第 1 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 8 年 2 月 2 5 日

件 名	足立区情報公開条例の一部を改正する条例
所管部課名	政策経営部 区政情報課
内 容	<p>1 概要 インターネット等で公表又は提供されている区政情報に係る開示請求の取扱いを明確にするとともに、所要の規定整備を行うため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容 (1) インターネット等で公表又は提供されている区政情報について、開示請求の対象とならない旨を明記する（第 2 0 条）。 (2) 開示請求者が必要とする区政情報を自ら見つけることができるよう、検索手段として公文書提供システム（インターネットで、区が作成し保管している公文書の件名及び概要等を検索できるシステム）がある。当該システムのような区政情報の検索を行うための手段についても、一般の利用に供する旨の規定を加える（第 1 6 条）。 (3) 「開示請求書を受理したとき」の文言を「開示請求があったとき」に改める（第 1 1 条）。 (4) 開示等の決定に対する審査請求手続について、情報公開・個人情報保護等審査会への諮問を必要としない場合や、諮問をした旨の通知の送付先などに関する規定を整備する（第 1 2 条、第 1 5 条～第 1 5 条の 3）。</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p>○足立区情報公開条例 平成12年7月13日条例第91号</p> <p>第1条～第10条 (省略) (区政情報の開示の決定及び通知)</p> <p>第11条 実施機関は、開示請求書を受理したときは、開示等（全部開示、一部開示、全部不開示、不存在及び存否応答拒否を含む。）の決定は速やかに行うものとし、開示請求があった日から14日以内に、開示の請求に係る区政情報の開示等を決定しなければならない。ただし、第7条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2～8 (省略) (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第12条 開示請求に係る区政情報に区以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る区政情報の表示その他規則等で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該区政情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>第13条及び第14条 (省略)</p>	<p>○足立区情報公開条例 平成12年7月13日条例第91号</p> <p>第1条～第10条 (現行のまま) (区政情報の開示の決定及び通知)</p> <p>第11条 実施機関は、開示請求があったときは、開示等（全部開示、一部開示、全部不開示、不存在及び存否応答拒否を含む。）の決定は速やかに行うものとし、開示請求があった日から14日以内に、開示の請求に係る区政情報の開示等を決定しなければならない。ただし、第7条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2～8 (現行のまま) (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第12条 (現行のまま)</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該区政情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定（開示請求に係る区政情報の全部又は一部を開示する旨の決定をいう。以下同じ。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>第13条及び第14条 (現行のまま)</p>

改正前	改正後
<p>(審査請求)</p> <p>第15条 この条例の規定により実施機関がした開示請求に係る開示等の決定又は不作為について不服があるものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。</p> <p>3 実施機関に対する開示の決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者(以下「審理員」という。）」とあるのは「第4条の規定により審査請求がされた行政庁(以下「審査庁」という。）」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「足立区情報公開・個人情報保護等審査会」と、「受けたとき(前条第1項の規定による諮問を要しない場合(同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。))にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき)」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「足立区情報公開・個人情報保護等審査会」とする。</p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第15条の2 実施機関は、前条第1項の規定に基づく審査請求があった場合には、その審査請求が明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく足立区情報公開・個人情報保護等審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。</p>	<p>(審査請求)</p> <p>第15条 この条例の規定により実施機関がした開示請求に係る開示等の決定又は不作為について不服があるものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。</p> <p>3 (削る)</p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第15条の2 実施機関は、前条第1項の規定に基づく審査請求があった場合には、次の各号に掲げる場合を除き、遅滞なく足立区情報公開・個人情報保護等審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る区政情報</p>

改正前	改正後
<p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。</p>	<p>の全部を開示することとする場合(反対意見書が提出されている場合を除く。)</p> <p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。</p>
<p>3 第1項の規定により諮問した場合、実施機関は、審査請求人に対して審査会に諮問した旨を通知しなければならない。</p>	<p>3 第1項の規定により諮問した場合、実施機関は、次に掲げるものに対して、審査会に諮問した旨を通知しなければならない。</p>
	<p>(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)</p>
<p>4 実施機関は、諮問に対する審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。</p>	<p>(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</p>
	<p>(3) 当該審査請求に係る区政情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</p>
<p>(追加)</p>	<p>4 実施機関は、諮問に対する審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。</p>
	<p>(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)</p>
<p>(区政情報検索資料の作成)</p>	<p>第15条の3 第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p>
<p>第16条 実施機関は、区政情報の目録等区政情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。</p>	<p>(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p>
<p>第17条～第19条 (省略)</p>	<p>(2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る区政情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該区政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p>
<p>(他の法令等との調整等)</p>	<p>(区政情報検索資料の作成等)</p>
<p>第20条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する区政情報の開示につい</p>	<p>第16条 実施機関は、区政情報の目録等区政情報の検索に必要な資料を作成し、又は検索を行うための手段を一般の利用に供するものとする。</p>
	<p>第17条～第19条 (現行のまま)</p>
	<p>(他の法令等との調整等)</p>
<p>第20条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する区政情報の開示につい</p>	<p>第20条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する区政情報の開示につい</p>

改正前	改正後
<p>ては適用しない。</p> <p>(1) 法令等の規定により、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている区政情報</p> <p>(2) 図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする図書館等の施設において、閲覧に供し、又は貸し出すことを目的として収集し、管理している区政情報</p> <p>(追加)</p> <p>第21条及び第22条 (省略)</p> <p>(追加)</p>	<p>ては適用しない。</p> <p>(1) 法令等の規定により、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている区政情報</p> <p>(2) 図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする図書館等の施設において、閲覧に供し、又は貸し出すことを目的として収集し、管理している区政情報</p> <p>(3) インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表又は提供を行っている区政情報</p> <p>第21条及び第22条 (現行のまま)</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前になされた開示請求に対する実施機関の開示義務、開示に係る手續、実施機関がした開示等の決定又は不作為についての審査請求その他の事項については、なお従前の例による。</p>

第 1 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 8 年 2 月 2 5 日

件 名	足立区職員定数条例の一部を改正する条例																																				
所管部課名	政策経営部 政策経営課																																				
内 容	<p>職員定数の変更に伴い、足立区職員定数条例を以下のとおり改正する。</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 第 2 条（職員の定数）のうち、次の事務部局の定数を改正する。</p> <table border="1" data-bbox="395 629 1433 920"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧</th> <th>新</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 区長の事務部局の職員</td> <td>2,547 人</td> <td>2,568人 *1</td> <td>+21</td> </tr> <tr> <td>イ 教育委員会の事務部局の職員</td> <td>869 人</td> <td>880人 *2</td> <td>+11</td> </tr> <tr> <td>ウ 選挙管理委員会の事務部局の職員</td> <td>13 人</td> <td>10人</td> <td>△3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（増減の計：+29）</p> <p>※ 議会（16人）、監査委員（8人）、農業委員会（2人）の事務部局の定数については変更なし（計26人）。</p> <p>(2) 上記（1）の改正を受け、職員の定数の合計を改正する。</p> <table border="1" data-bbox="395 1115 1433 1249"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧</th> <th>新</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員の定数の合計(条例定数)(A)</td> <td>3,455 人</td> <td>3,484人</td> <td>+29</td> </tr> </tbody> </table> <p>《参考》総定数（公社等含む）</p> <table border="1" data-bbox="395 1301 1433 1473"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧</th> <th>新</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公社等派遣定数 (B)</td> <td>40人</td> <td>38人</td> <td>△2</td> </tr> <tr> <td>足立区総定数 (A) + (B)</td> <td>3,495人</td> <td>3,522人</td> <td>+27</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 主な定数配分の増事由</p> <p>(1) 水害時広域避難先確保及び水害時の体制整備・運用マニュアル作成等の対応</p> <p>(2) 入学準備金及び社会人を対象とした奨学金返済支援助成、学校給食費の公会計化に係る対応</p> <p>(3) 長期休職の欠員や当初想定されなかった行政需要等に対応するための保留定数の拡充（事務10名）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【令和 8 年度の保留定数】</p> <p>ア 事務については、令和 7 年度に導入した 10 名に加え、令和 8 年度はさらに 10 名を追加し、計 20 名とする。</p> <p>※ 定数としては、便宜上、区長の事務部局（上記表中*1）に計上しているが、実際の配置は区長の事務部局に限るものではない。</p> <p>イ 保育士については、50 名で変更なし。</p> <p>※ 教育委員会の事務部局（上記表中*2）に計上。</p> </div>		旧	新	増減	ア 区長の事務部局の職員	2,547 人	2,568人 *1	+21	イ 教育委員会の事務部局の職員	869 人	880人 *2	+11	ウ 選挙管理委員会の事務部局の職員	13 人	10人	△3		旧	新	増減	職員の定数の合計(条例定数)(A)	3,455 人	3,484人	+29		旧	新	増減	公社等派遣定数 (B)	40人	38人	△2	足立区総定数 (A) + (B)	3,495人	3,522人	+27
	旧	新	増減																																		
ア 区長の事務部局の職員	2,547 人	2,568人 *1	+21																																		
イ 教育委員会の事務部局の職員	869 人	880人 *2	+11																																		
ウ 選挙管理委員会の事務部局の職員	13 人	10人	△3																																		
	旧	新	増減																																		
職員の定数の合計(条例定数)(A)	3,455 人	3,484人	+29																																		
	旧	新	増減																																		
公社等派遣定数 (B)	40人	38人	△2																																		
足立区総定数 (A) + (B)	3,495人	3,522人	+27																																		

3 施行年月日

令和8年4月1日

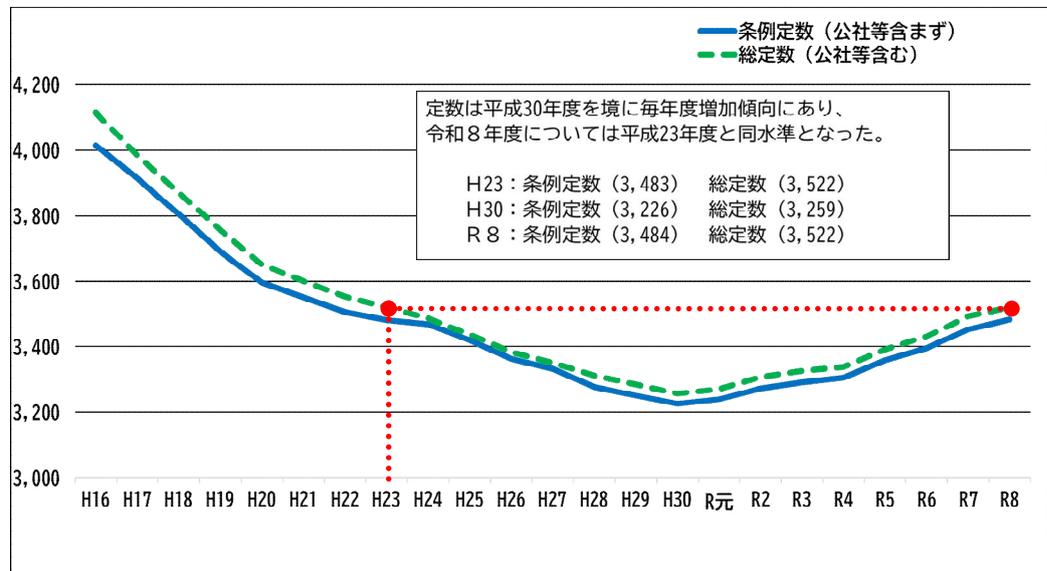
4 新旧対照表

別紙のとおり

5 今後の方針

- (1) 引き続き、区が直面する行政課題や、変化する社会経済情勢を的確に捉えた行政サービスを提供していくため、適正な職員定数管理を行う。
- (2) 保留定数については、特別区職員採用試験受験者数の動向や保留定数の配置効果等も踏まえながら、毎年度、必要数を検討していく。

《参考》平成16年度～令和8年度 条例定数と総定数の推移



足立区職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区職員定数条例 昭和50年3月31日条例第12号</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 (省略) (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 区長の事務部局の職員 2,547人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 16人</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員 869人</p> <p>(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 13人</p> <p>(5) 監査委員の事務部局の職員 8人</p> <p>(6) 農業委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>合計 3,455人</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略) (職員の定数管理)</p> <p>第3条 (省略)</p>	<p>○足立区職員定数条例 昭和50年3月31日条例第12号</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 (現行のとおり) (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 区長の事務部局の職員 2,568人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 16人</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員 880人</p> <p>(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 10人</p> <p>(5) 監査委員の事務部局の職員 8人</p> <p>(6) 農業委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>合計 3,484人</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 (現行のとおり) (職員の定数管理)</p> <p>第3条 (現行のとおり)</p> <p>付 則 (令和8年 月 日条例第 号) この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>

第 1 2 号 議 案 説 明 資 料

令和 8 年 2 月 2 5 日

件 名	足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例																
所管部課名	政策経営部財政課																
内 容	<p>1 概要 附属機関*委員の報酬上限額の引き上げ及び「足立区職員の旅費に関する条例」の一部改正に伴う費用弁償に関する文言整理を行う必要があるため改正する。 ※ 附属機関とは、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、区が設置する機関で、区長等の執行機関の要請により、必要な審査、審議、調査等を行う。</p> <p>2 主な改正内容 (1) 委員の報酬上限額の引き上げ (第 2 条) ア 理由 (ア) 新たに設置した「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」の委員報酬について、区が委員の推薦を依頼する東京三弁護士会 (東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会) においては、3 万 3 千円の共通の報酬額が設定されており、現行の報酬上限額 3 万円では委員を推薦してもらうことが困難である。 (イ) 当該委員会の委員は、より厳格な第三者性を担保する必要があるため東京三弁護士会からの推薦が必須であり、報酬上限額を引き上げる必要がある。 イ 内容</p> <table border="1" data-bbox="411 1220 1268 1328"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報酬上限額</td> <td>3 万円</td> <td>3 万 5 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 委員長の場合は 2 千円加算となるため上限額は 3 万 5 千円 (報酬 3 万 3 千円 + 委員長加算 2 千円) とする。</p> <p>(2) 「足立区職員の旅費に関する条例」の一部改正に伴う文言整理 (第 4 条) ア 理由 令和 7 年第 4 回定例会において改正した「足立区職員の旅費に関する条例」 (令和 8 年 4 月 1 日施行) に合わせ、文言の整理を行う。 イ 内容</p> <table border="1" data-bbox="411 1659 1260 1877"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">費用弁償</td> <td>車賃</td> <td>その他交通費</td> </tr> <tr> <td>宿泊料</td> <td>宿泊費、包括宿泊費</td> </tr> <tr> <td>食卓料</td> <td>宿泊手当</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和 8 年 4 月 1 日</p>		改正前	改正後	報酬上限額	3 万円	3 万 5 千円		改正前	改正後	費用弁償	車賃	その他交通費	宿泊料	宿泊費、包括宿泊費	食卓料	宿泊手当
	改正前	改正後															
報酬上限額	3 万円	3 万 5 千円															
	改正前	改正後															
費用弁償	車賃	その他交通費															
	宿泊料	宿泊費、包括宿泊費															
	食卓料	宿泊手当															

改正前	改正後
<p>○足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和39年3月31日条例第17号</p> <p>(通則)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置した執行機関の附属機関の構成員（以下「委員」という。）に対する報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法は、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 委員の報酬は、別表による。ただし、任命権者が特に必要と認めた場合は、3万円を超えない範囲内においてあらかじめ区長と協議して定めた額とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 報酬は、委員として勤務した当日または勤務が終了した後、すみやかに勤務日数により計算した総額を支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 委員が出張するときは、順路によりその費用を弁償する。</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料および食卓料の7種とし、その額は、副区長相当額とする。</p> <p>3 委員が会議に出席するときの費用弁償は、鉄道賃、船賃、車賃および宿泊料の4種とし、特別区の存する区域_____に居住地および勤務地を有する者以外の者に支給する。</p> <p>4 (省略)</p> <p>別表 (省略)</p>	<p>○足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和39年3月31日条例第17号</p> <p>(通則)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置した執行機関の附属機関の構成員（以下「委員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 委員の報酬は、別表による。ただし、任命権者が特に必要と認めた場合は、3万5,000円を超えない範囲内においてあらかじめ区長と協議して定めた額とする。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 報酬は、委員として勤務した当日又は勤務が終了した後、すみやかに勤務日数により計算した総額を支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 委員が出張するときは、順路によりその費用を弁償する。</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の8種とし、その額は、副区長相当額とする。</p> <p>3 委員が会議に出席するときの費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の6種とし、特別区の存する区域以外の区域に居住地及び勤務地を有する者_____に支給する。</p> <p>4 (現行のとおり)</p> <p>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号） この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>別表 (現行のとおり)</p>

第 3 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 8 年 2 月 2 5 日

件 名	足立区こども計画審議会条例を廃止する条例
所管部課名	あだち未来創造室 子どもの貧困対策・若年者支援課
内 容	<p>1 廃止理由 こども基本法の規定に基づく市町村こども計画として、足立区こども計画を策定するため、令和 6 年 8 月 2 7 日に足立区長から足立区こども計画審議会へ諮問を行い、令和 7 年 9 月 4 日に答申書が提出された。足立区こども計画審議会条例第 1 条に規定する審議会の設置目的が達成されたため、同条例を廃止する。</p> <p>2 施行年月日 令和 8 年 4 月 1 日</p> <p>3 今後の方針 足立区こども計画審議会条例を廃止することに伴い、令和 8 年 4 月 1 日付で足立区こども計画審議会条例施行規則を廃止する。</p>

足立区こども計画審議会条例を廃止する条例（案）

足立区こども計画審議会条例（令和 6 年足立区条例第 2 4 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。
別表区長の部足立区こども計画審議会の項を削る。

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（附則第2項による改正）新旧対照表（案）

改正前			改正後		
○足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和39年3月31日条例第17号			○足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和39年3月31日条例第17号		
別表			<p style="text-align: center;">付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>		
別表			別表		
附属機関の 属する執行 機関	附属機関の名称	構成員の報酬	附属機関の 属する執行 機関	附属機関の名称	構成員の報酬
区長	(略)	(略)	区長	(略)	(略)
	足立区こども計画審議会	日額 8,000円		(削る)	(削る)
	(略)	(略)		(略)	(略)
備考			備考		
1 各附属機関の長（足立区社会教育委員の会議の議長を含む。）の報酬は、2,000円を加算した額とする。			1 各附属機関の長（足立区社会教育委員の会議の議長を含む。）の報酬は、2,000円を加算した額とする。		
2 附属機関に部会等を設置した場合における部会等の長の報酬は、当該部会等の開催ごとに1,000円を加算した額とする。			2 附属機関に部会等を設置した場合における部会等の長の報酬は、当該部会等の開催ごとに1,000円を加算した額とする。		